

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和6年5月27日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2300373 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2400010 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 18 年 10 月 25 日の標準賞与額を 5 万円に訂正することが必要である。

平成 18 年 10 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 18 年 10 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 18 年 10 月

請求期間に A 社から決算賞与の支払を受けたが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された金融機関の取引明細表及び日本年金機構から提出された複数の同僚の給与明細書 (18 年 10 月度 (賞与)) により、請求者は、請求期間に A 社から 5 万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

また、請求期間に係る賞与の支払年月日については、上述の取引明細表の入金日及び事業主の回答から、平成 18 年 10 月 25 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 18 年 10 月 25 日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所 (当時) に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては、いずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300370号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2400008号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年10月
② 平成16年10月
③ 平成17年10月
④ 平成18年10月

請求期間①から④までについて、A社から決算賞与の支払を受けたが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④まで(以下、併せて「請求期間」という。)について、A社及び同社が委託している税理士事務所は、当該期間に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除が確認できる資料を保管しておらず、同社の事業主は、請求者への賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している。

また、A社が加入しているB健康保険組合、同社が加入していたC厚生年金基金の記録を管理する企業年金連合会及び課税庁は、請求期間当時の資料を保管していない上、請求者は、賞与明細書を所持しておらず、賞与の振込先であった金融機関を記憶していないことから、請求期間に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認又は推認できない。

このほか、請求者の請求期間における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2300371 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2400009 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 16 年 10 月
② 平成 17 年 10 月
③ 平成 18 年 10 月

請求期間①から③までについて、A 社から決算賞与の支払を受けたが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①から③まで (以下、併せて「請求期間」という。) について、A 社及び同社が委託している税理士事務所は、当該期間に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除が確認できる資料を保管しておらず、同社の事業主は、請求者への賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している。

また、A 社が加入している B 健康保険組合、同社が加入していた C 厚生年金基金の記録を管理する企業年金連合会及び課税庁は、請求期間当時の資料を保管していない上、請求者は、賞与明細書を所持しておらず、賞与の振込先であった金融機関を記憶していないことから、請求期間に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認又は推認できない。

このほか、請求者の請求期間における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。